

日中戦争開始前後、四川省新都県における県政改革の実験とその挫折

——一九三八年十一月の県城包圍事件に対する一考察——

山 本 真

一 はじめに

四川省成都北隣の新都県城は一九三八年十一月九日から六日間にわたり実験県の廃止を求める群衆により包圍された。これが世にいう新都事件である。新都県は四川省主席劉湘による省政改革の一環として一九三七年四月より県政改革実験県となり、各種の改革事業が実施されたが、事件はこれに対する反発から引き起こされた暴動であった。⁽¹⁾

ところで、実験県とは一九三二年に設置が決定され、一九三九年の全面的県行政制度改革(新県制)⁽²⁾の実施決定までに各種の県政改革が試みられたモデル県である。代表的な例としては国民党中央政治学校(以下、中央

政校)⁽³⁾出身者により運営され、主に行政効率の改善が図られた江蘇省江寧と浙江省蘭谿の両実験県。また、鄉村建設運動の団体である中華平民教育促進会(以下平教会)や山東鄉村建設研究院により運営され、主に教育と農村經濟の發展が図られた河北省定県と山東省鄒平の両実験県が挙げられよう。⁽⁴⁾

新都県ではこうした各地の実験県での経験を踏まえて、平教会と中央政校出身の行政及び教育などの専門訓練を受けた人員により改革が担われた。その特徴は実験県設立後間もなく日中戦争が勃発したこともあり、徴兵制度の確立、その基盤となる戸籍制度及び民衆を管理する農村警察の創設など、戦時色が強い改革が進められたことにある。また、先の四実験県や「剿匪区」⁽⁵⁾で実施され、

県行政の効率化と県長の権限強化が図られた裁局改科や江寧・蘭谿で実施され、税収の増加と課税の公平化が図られた土地税制改革⁽⁸⁾にも重点が置かれた。なお、定県での経験を活かした教育や農業生産方面の改革も実施されたが改革の重点はやはり戦時に対応した制度の確立や土地税制改革に置かれたといえる。

このように新都県では各地の先行実験県での成果を取り込むことに加え、戦時に対応した新たな行政制度の確立が試みられた。しかし、外部からの人員による地元有力者を排除しての県政の掌握や、徴兵制度の実施は在地社会に大きな不満と負担とを与えるものでもあった。その結果、県政改革は冒頭に述べた反対派による暴動のために中止に追い込まれることとなったが、この事件は単に新都一県での利害衝突に止どまらず、中央政府と地元軍閥との権力闘争をもその背景としたものであったといえる。というのも、一九三八年一月の四川の実力者劉湘の死後、新たに実験県の後ろ楯となり、県政改革を支援することで四川地方行政の掌握を図りつつあった中央政府とこれに反発する地元軍閥勢力との間に確執が発生していた。そして、新都事件は改革に反対する新都の地域

有力者がこの状況を利用し、軍閥勢力と裏で連絡をとって引き起こしたものであったと考えられるのである。それゆえ本稿では以上述べた県政改革の過程と新都事件を検討することを通じて、我が国では従来研究されてこなかった抗戦の根拠地四川省における、抗戦初期の県政改革と中央政府による省政掌握の政治過程の一端とを具体的に明らかにしていきたいと考える。⁽⁹⁾

二 新都県における実験県の成立と県政改革

(1) 劉湘による四川省政改革と実験県の成立

四川省では長く軍閥抗争が続いたが、中央の支持を獲得した劉湘が一九三五年二月に新たな省政府を成立させ、統一に成功した。その後、劉湘は精力的に省政の集権化を推し進め、各軍閥にそれぞれの割拠地区の民政・財政を委ねた防区制度を廃止した。この結果、従来軍閥の手中にあった県長の任命権と徴税権が省政府に帰し、劉湘の基盤強化が進んだ。⁽¹⁰⁾

さらに、一九三六年十月、劉湘は行財政改革を全面的に実施するために四川省政府設計委員会を設立し、委員長には自らが就任、副委員長には前述の平教会の総幹事

晏陽初を招いた。新都県は地方行政に関する調査の対象に選ばれ、さらに一九三七年四月からは県政改革の実験県となった。劉湘は省政府による集権体制確立のための県制度を模索し、一方平教会は日本の侵略に対する民族復興の根拠地の建設を企図したのである。そして、実験県の県長には晏陽初の推薦により晏と同郷の四川巴中県人であり、中央政校卒で以前蘭谿実験県土地科長を務めた陳開泗が母校の卒業生を伴い赴任し、平教会から派遣された人員とともに実験県を運営することとなった。なお一九三五年以降、劉湘は独自に地方行政人員を養成していた。しかし、これにも拘らず実験県の官吏に外部の人員を招いたのは、経験豊かな専門人員が必要とされたため、中央政校の人員を招くことで中央政府に対して宥和的な姿勢を示す必要があったためと推察される⁽¹¹⁾。

(2) 新都県政府の機構改革

実験県設立以前、新都県では県政府の諮問機関として建築委員会・土産(産業)委員会等合計十八の委員会が設置されており、委員は新都県の有力者より構成されていた。また新都県は秘密結社哥老会の勢力の強い地域であったが、阿片商人であり哥老会員の呉肇章は建築委員

会の委員をも務める新都県の有力者であった。そしてこのような地元有力者層が県政府の人事を壟断していた。他方、新都の国民党組織は一九二七年に党務活動を開始したが、以降内部闘争が絶えず、一九三九年の時点でも新都県籍国民党員は二十七人に過ぎなかった⁽¹²⁾。このため、その勢力は微弱なものであり、県政改革の基盤足りえるものではなかった。このような状況の下、外部から派遣された県長が権限を揮える余地はほとんど無かったのである。そこで、実験県においては地元有力者の政治権力を抑制し、県長への権限の集中から改革が開始された。

新都県における県政改革は劉湘による四川統一後、四川に「剿匪区」の行政制度が適用され、裁局改科が行われたことに始まる。これ以降県政府から半ば独立し、弁公室もばらばらに所在した各局が科に改められ県長の直接指揮下に入った。実験県政府成立以降はこれがより徹底して実施され、第一科から第四科が県長の直接の指揮下にそれぞれ民政、財政、建設、教育を専管することになった。そして、民政・財政の上級職は陳県長が中央政校から帯同した八人の人員により、教育・衛生の上級職は平教会から派遣された人員により占められ県長の権限

強化と業務の専門化が実現したのである。⁽¹³⁾

さらに各種委員会を改組し、これを一元化した県政諮詢委員会が設立されることとなった。委員は聯保（郷鎮に相当）で三人の代表を選出するという形で四十二人の選出が計画された。これは後に新県制下で実施されることとなる県臨時参議会の先駆けともなる制度であったが、実験県が廃止された一九三八年十一月迄には未だ開会されないままに終わった。さらに従来各種委員会の多くは既に停止されていたと思われるため、却って政治から排除された地元勢力の反発を買うこととなった。また従来県政府の下には区署が設置され、聯保を指導していたが、この区署が廃止され県政府各科の主任科員が兼任する県政督導員五人が担当地区の聯保を指揮した。これにより、行政効率の向上のため県政府が聯保を直接指揮することとなり、後の新県制における「県郷二級制」に直接繋がる制度が導入されたこととなる。⁽¹⁴⁾

しかし、このような外部からの専門人員登用による人事の刷新は地元有力者との摩擦を不可避とした。例えば県衛生院が設立された際、地元の有力団体は院長のポストを狙い某人物を推薦した。しかし調査の結果この人物

は正規の医師教育を受けていない下級軍医でしかないことが判明したため県政府は華西協合大学に別の医師の派遣を依頼した。この結果、面子をつぶされた該団体は県政府を目の敵にするようになったという。⁽¹⁵⁾

(3) 警察行政の改革と農村警察による民衆管理

県政府の民衆管理を強固にするため実施されたのが警察制度の強化であった。改革以前、新都には警察・保安隊が置かれていたが指揮・管理系統は混乱し、多くは失業した遊民から成っていた保安隊員の質は劣悪であった。また、警察にも哥老会の分子が多く混在し、県内の有力者と結託していた。これに対し、実験県では原有の警察と保安隊を合併改組した警衛処を一九三七年七月に創設した。そして警察をもって県城の治安を、旧保安隊を改編した警衛大隊一六五人をして全県の治安維持を担当させ、両者を警衛処が統一指揮した。さらに農村での警察業務及び各種末端行政を担当させるため、新たに小学校卒業以上の人材から一保につき一人の割合で一三八人の管警と呼ばれる農村警官を有給で雇用し、三ヵ月の訓練を実施した。この管警は各保において保長の指揮を受け、戸籍及び衛生の管理業務、治安維持のための巡邏を行う

だけでなく、郷村建設服務員訓練班を開設し、各甲から選抜された青年に対し一ヵ月で義勇警察、導生伝習(平教会の農村教師制度)、経済知識に関する訓練を行い、郷村の基層幹部として養成した。また、管警は義勇警察を指揮し、夜間は集営し土匪に対する警戒に当たった。⁽¹⁶⁾

このように実験県では警察・保安隊の合併改組により業務の責任範囲を明確にし、また農村警察を末端での各種行政の執行者兼民衆の管理者とした。しかし、注意深く行われた管警の選抜であるが完全には素行不良者を排除できず、任務にかこつけて、民衆の生活に不当に干渉する者もあり一部の管警は民衆の怨嗟の対象ともなったという。⁽¹⁷⁾

(4) 戸籍調査と登記

警察制度に引き続き、県政府の民衆管理のために必要とされたのが戸籍簿の作成であったが、これは七月より日中戦争が勃発したため、戦時において不可欠な徴兵制度を機能させるために必要な改革ともなった。作業は戸口調査と人事登記とに分けられ、これを実施するために県政府内に戸籍室が設置された。戸口調査は小学校の教員一二〇人、聯保の職員二八人、平教会派遣の学生一〇

人の合計一五八人により、一九三七年八月一日より五日をかけて全県一三八保で実施された。作業内容は、先ず調査員が規定の表式により調査を行い、次に県派遣の監察員の検査を経て、聯保主任、保長、甲長による最終検査を行った後、書類を戸籍室に移行するというものであった。⁽¹⁸⁾

引き続き戸籍の編製と戸証の発行作業が行われ、戸口調査表に基づき三部の戸籍が作成された。一部は戸証であり各戸に発給し、戸籍登記の証として門の外に貼り出された。別の一部は戸口調査表として戸籍室で保存された。最後の一部は聯保主任が管理し、警察による戸口調査に利用された。戸口統計作業では、性別、年齢、籍貫、婚姻、教育程度、職業ごとに別々に整理統計されたが、特に重点が置かれたのは壮丁の統計で、兵士の徴兵、労力提供の基本台帳とされた。この結果、新都県の全人口は十五万二千七二二人、男子八万四九二五人、女子六万七千九百七十七人⁽¹⁹⁾と判明し県政府の民衆把握を推進させた。

(5) 兵役行政

以上の戸籍管理の下、抗日戦継続のために最も重要な施策の一つである徴兵が実施され、実験県が設置されて

いた一九三七年から一九三八年の二年間に約一七〇〇人の壮丁が徴兵された。なお、新都における徴兵は義勇壮丁と義勇補充壮丁の二種類に分かれた。義勇壮丁は国軍を補充するものであり、義勇補充壮丁は前線に赴いた四川軍を補充し省内での軍役に就くものである。ただし兵役には抜け道もあり緩役金一人二〇〇元(ちなみに当時(県政府科長の月給が一四〇元)を払えば該保の徴集人数の五分の一以内の人数に限り兵役が免除された。²⁰)しかし、徴兵は新都一般民衆にとって恐怖の対象となり、後に述べるように新都事件の勃発の原因の一つとなる深刻な問題であった。

(6) 阿片の取締りとそれに対する抵抗

新都実験県では以上のように徐々に住民管理が進められたが、その一環として阿片の取締りも行われた。それ以前、実験県設置前の段階では新都県には禁煙委員会分会有り、土膏行(特許商)には省より供給される専売品の阿片を販売させていた。禁煙といっても販売を管理するのみで、一方では専売により政府収入の増加が図られていたのである。⁽²¹⁾

これに対し戦時中、中央政府は阿片の取締りに一層力

を注いだ。これは重慶『中央日報』の「我々が痛苦の中
学んだのは、徴兵した壮丁に常に不適格者がいるという
ことである。その主要原因の筆頭は阿片などの毒物の吸
引にある」との社説に端的に現れているように強壯な兵
士を確保するためには毒物を取り締まる必要があったか
らである。⁽²²⁾そして、兵士となる壮丁の健康問題は新都で
の徴兵検査でも多数の不合格者が出るなど深刻な問題と
なった。このような危機感の中、特許商が従来売上げの
一部を県政府幹部に寄付することで黙認されていた阿片
の過剰供給が規制されることとなった。これに対し阿片
業者の呉肇章は県長名義の銀行通帳を寄付として差し出
した。三ヵ月後に、恐らくは呉の陰謀であろうが、これ
を収賄事件として訴える者が現れ、省政府は視察官を派
遣した。しかし、陳県長が県政府の科長立会いの下、同
献金を正式な寄付金として管理させていたことが判明し
たためこの嫌疑は晴らされた。以降、陳県長の阿片特許
業者に対する断固とした態度が全県に認識され、業者の
売上げに大きな打撃を与えたという。呉は元米哥老会の
会員であり、阿片特許商人の株を買って大儲けし、その
門下は大いに賑わっていた。しかし、この事件によりそ

の営業許可が取り消され呉とその手下は深い恨みを抱いたという。²³⁾

(7) 田賦徴収の改革と土地の清丈

以上の県行政の諸改革には膨大な経費が必要であった。改革前の一九三六年の県歳入は十八万八千一三三元であったが、実験県では省からの補助を毎月一定額受けることとなった(「新都実験県考察報告」は一九三七年四月は七〇〇〇元、以降は毎月五六〇〇元、三七年九月以降は五二五〇元、三八年七月からは二六二五元支給されたとしているが、異なる額を示す資料もあるため実際の支給額は明らかではない)。しかし、実験県が通常県として自立するためには独自の県財政の確立が必要であり、そのためには田賦収入の増加が図られねばならなかった。そこで陳開泗が以前蘭谿実験県土地科長として経験を積んできた土地税制改革が実施されることとなったのである。ところで、改革前の新都県の田賦徴収は徴税胥吏である「糧約」の手を借りて行われていたが、彼らはその職を世襲し、帳簿を秘本として、恣意的徴税を行ったという。そこで、これに対処するため県政府が直接納税者を把握して公平な課税を実施し、また同時に隠田を発見

し税収の増加を図ることを目的とした土地清丈が行われることとなった。しかし、一九三七年度の秋の税収には清丈が間に合わないため当面は徴収方法の改良から改革が開始された。²⁴⁾

(a) 田賦徴収の改革 陳開泗によると改革前の田賦の徴収は征收規定額をかなり下まわっていたという。この状況の改善のためには先ず「糧約」の厳格な管理が求められた。こうして、各「糧約」が徴収すべきとされている糧額に照らして、毎月の納入額を決定し、併せて「糧約」の納入規則を厳格に執行することが決定された。さらに納税人に対する督促も強化された。先ず田賦を滞納している地主がその佃戸に次期の收租期において佃租の完納を要求した場合、佃戸は地主を政府機関に訴えることができることとされ、これは田賦の徴収に大きく貢献した。次に保長を督促し各戸ごとの査察を実行させ、欠糧戸の姓名・住所・糧名を報告させた。さらに追加で徴収できた正税額の百分の一を保長に、千分の五を聯保主任に与えるとして保甲人員の積極性を促した。その他、県政府は職員を農村に派遣し、各種の標語を張り出させたり、銅鑼を打ち鳴らし農村を巡回させるなどして納税を督促

した。また、契税の取り立てには密告を奨励しこれに報酬金を出すことも行われた。さらに、土地清丈の外業完成後、「糧約」は解雇されたがその際に歴年の欠糧が四万元に上ることが発覚し、そのうち三万元が回収された。²⁵⁾

(b) 土地清丈 新都県では経費節約のため部分的にのみ近代的測量法を実施するという簡易清丈の方法で、約十ヶ月を費やして土地清丈が行われた。先ず、一九三七年九月に土地清丈弁事処が設立され、処長は県長の兼任、副処長は省政府地政委員会第二科長が兼任、清丈人員は全員省地政委員会から派遣され、これに加え補助人員として地元保甲人員が参加し、合計七〇〇人以上が動員された。そして、清丈の重要資料とするための土地陳報(自主申告)から作業が開始された。陳報単(申告書)は各聯保弁公処から各業戸に送付され、現耕作の土地の所在と畝数を自己申告させたが、隠匿を防ぐために小作地では佃戸に使用地を申告させるという措置がとられた。清丈作業では先ず技術人員が平板測器を用いて保の境界を測量した。農地の清丈に当たっては事前に業主及び土地使用佃戸に通知し、保長の立会いの下、各一筆ごとの田地に業主及び佃戸の姓名住所を記載した竹牌を立てさ

せた。引き続き技術人員が田畑一筆ごとの図を作成した。図の作成には方眼紙を用い、方眼紙の一マスを一畝とし、一筆ごとの土地の面積・形状を目測で方眼紙上に書き込んだ。そして農民の立てた竹牌上に各保ごとに設定した地番を記入した後、一筆ごとに土地の等級などが調査された。清丈の完成後は公告が行われ、業主は権利の証拠を携え土地清丈弁事処に赴き、過誤が無ければ臨時証明書を受け取った。そしてこの登記作業が行われない場合は無主の土地とされたのである。以上のような新都での清丈方法は正規の測量と比較して精度は落ちるものの、それでもこの結果、新都県 of 全課税面積は約二十五万八千市畝となり、約六万市畝(清丈前の課税面積の認定の仕方によっては約五万市畝)あまり課税面積が増加したのであった。²⁶⁾

(8) 財政制度の改革

以上述べてきた税収入増加の努力を補完するものが効率的な財政管理であった。従来田賦附加税等による県の収入及び公産は地元有力者により構成された県財務委員会により管理されており、県で事業を行う場合には必要に応じて経費が自立性の高い各単位に発給され、県長を

中心とした県政府には事業の完成時或いは年度末に使用状況が報告されるのみであった。また県全体の収支決算の会計監査も県長の交代時に歴年の収支の帳簿をその証拠とともに後任者に提出し、査察を受けるだけの杜撰なものであった。これを是正するために実験県は会計監査の専門人員を配置するとともに新たな県金庫制度を樹立した。金庫の改革に当たっては新都の唯一の銀行である聚興誠銀行新都分行に県政府の金庫業務を委託した。これにより一切の公収入は同銀行内に保管されることとなり、県財務委員会の公金管理権限は解除されたのである。また県政府第二科により予算が編成され、県政諮詢委員会の審査通過後省政府に提出することとされた。しかし、諮詢委員会が未招集の状況では、この改革は新都の有力者を県財政の管理から排除する結果ともな⁽²⁷⁾った。

この他、定県実験県の流れを汲む教育制度の整備、鄉村衛生制度の確立、農業推广のための県農場と示範農田の設置などが行われ民衆生活向上の措置にも力が入れられた。しかし、農業推广に関しては新しく導入した改良種小麦が増産に失敗し、また日中戦争の勃発に伴う救国公債の徴収などの臨時の負担も重なり農民の不満が高ま

ることとなったとい⁽²⁸⁾う。

三 新都事件発生当時の四川政局

新都実験県を支援した省主席兼綏靖公署主任劉湘は抗日戦に参加し、一九三八年一月に漢口で急死した。これに対し、劉湘の死を四川省の中央化の好機とした中央政府は当時国防最高会議秘書長であった四川人張群の省主席就任を図った。しかし、四川の自立性保持を図る地元勢力はこれに強く反対した。先ず一月二十五日に劉湘直系の將軍で省保安処長の王陵基が張群の省主席就任に反対の通電を行った。さらに四川に残った劉湘旗下の師团长・旅团长も張群の省主席就任に反対した。こうした四川有力者の一致した反対に直面した中央政府は彼らを懐柔する必要に迫られ、先ず三月二日非劉湘系の將軍鄧錫侯を川康綏靖公署主任に任命した。続いて四月二十六日には張群の赴任を断念し、劉湘系の將軍王鑽緒を代理省主席とすること(八月一日に正式に主席に就任)、同じく劉湘直系の潘文華を川康綏靖公署副主任に任命することが決定された。なお四川有力者の中でも弱小勢力であった王鑽緒が中央により主席に選ばれたのは王鑽緒が中

中央の少壮軍人結社である復興社に加入しており同組織幹部の康擇の推薦があったからであるという。⁽²⁹⁾

これに対し、中央側も一方的に譲歩を重ねていたわけではない。八月一日中央は省主席の座を王に譲った張群を軍事委員会重慶行営主任に任命、元中央政校法律系主任・元蘭谿実験県長胡次威を省政府民政庁長に、平教会幹部陳筑山を省政府秘書長に送り込んだ。この人事は張群に四川省の監督権を付与し、四川軍閥を牽制させるとともに、胡次威や陳筑山に省行政や地方行政を掌握させる、四川省の中央化の試みであった。また、張群は日中戦争期・国共内戦期を通じて平教会を支援した人物であり、胡次威は中央政校及び蘭谿実験県で陳開泗の教官・上司であった人物であることから実験県と中央との連携がより強化された。⁽³⁰⁾一方、こうした中央の動きに対し、四川の将領たちは王鑽緒を中央の傀儡と見做し、中央勢力の四川進出に際して王鑽緒が四川有力者の利益を売り渡していると批判を強めた。結局王鑽緒の実力では彼らを押さえ切れず、鄧錫侯・潘文華・劉文輝（西康の実力者）の一致した反対により一九三九年九月に省政府主席の座を追われたのである。⁽³¹⁾

こうした政治状況の下、中央政校及び平教会により運営されていた新都実験県が中央政府による四川掌握のための牙城であると思做されたことは自然なりゆきであろう。実験県に反対する勢力はその廃止を王鑽緒に働きかけ続けたという。その結果王鑽緒が省政府代理主席に就任した直後の一九三八年六月には改革の拠点省政府設計委員会が廃止に追い込まれた。さらに、一九三八年十二月をもっての実験県の打ち切りも決定された。⁽³²⁾こうして実験県の存続は風前の灯に追い込まれたが、これに対し日本軍の攻撃により武漢撤退（十月二十五日から二十七日にかけて陥落）を余儀なくされていた国民政府は四川の中央化を急いだ。十月二十日に張群は新都県を視察しその成果を高く評価した。引き続き実験県長陳開泗を省政府のお膝下である第一行政督察專員区專員（新都県、成都県など四川の中心部の十二県を管轄、任命権は中央政府、以下專員と記す）に昇任させ、県政改革を拡大することが企図された。この案は十月二十七日に行政院を通過したが（十一月十日に発令）、その結果反実験県勢力に緊張した空気を発生させることとなったといふ。⁽³³⁾

四 新都事件と実験県の挫折

(1) 事件の発生

十一月十日に第一区専員へ昇進することが決定していた陳開泗は、十一月六日には盲腸炎のため成都の病院に入院し新都を留守にしたが、新都事件はこの陳開泗の留守中の十一月八日に戦争動員のための徴兵検査を表面上のきっかけとして発生した。当時、民衆は徴兵されて、前線に送られれば生きては帰れないと信じており県政府の徴兵業務に対して不満が高まっていた。このような事情にもかかわらず、新都県彌牟鎮(現在の桂湖鎮の一部)唐家寺では壮丁を招集しての徴兵検査が実施された。そして、検査終了後も検査場から壮丁の退場が許されない上に従来徴兵が免除されていた一人っ子も一律に抽選の対象となるとの誤解が伝わったため暴動に発展したという。事件発生に際して県政督導員は暴動の鎮圧を試みたが、突然銃声が聞こえるとともに群衆の制止が不可能となり壮丁はこの機に乗じ逃げ散じた。この際警官一人が殺害され、聯保弁事処の公私の器物が破壊された。さらに暴動発生の風声は数時間の内に県内各地に広まった。

特に泰興鎮(現在の太興郷)において発生した暴動は熾烈を極め警官及び政府職員合計五人が殺害され、最終的に二万人以上(一説に四・五千人)が「反対陳県長」を叫び県城に向かって押し寄せることとなった⁽³⁴⁾という。

ここで、不可解なのは徴兵検査場での銃声とその後の群衆による県城への侵攻である。先ず、銃声については何者かが故意に銃を発射し暴動を先導したことも考えられる。次に暴動の全県への波及であるが偶発的に発生した暴動がこのように急速に全県に波及し県城包囲にまで発展するものであろうか。何者かによる群衆の組織化、指導があったと考える方が自然であろう。これに関して陳開泗は回顧録で、群衆を組織したのは秘密結社の哥老会であり、暴動に参加した群衆も県外から集められた者が多いとして、暴動の原因を反対派による策謀と断定している。哥老会の関与は平教会側の資料や『新都県志』においても記述されており、県外の暴徒の事件参加については十二月初めに新都県の付近七県(金堂・新繁・広漢・華陽・灌県・彭県・簡陽)の県長たちが県民の新都暴動への参加の責任を問われて処罰されていることから⁽³⁵⁾も陳開泗のこの主張は裏づけられるだろう。

(2) 事件処理の経緯

県城が包囲された十一月九日の午後六時に警衛処は群衆に対処するため防衛体制に入った。しかし、情勢は悪化する一方であり、夜十時に新都県政府は省政府と綏靖公署に対して救援を要請したという。これに対して成都の警備部初営と二十九集團軍補充第二団が救援に派遣された。その後、群衆が政府側の武器の奪取を試みたことをきっかけに、守備側と衝突、群衆側に死傷者がで、守備側も警官及び兵士五人が死傷した。⁽³⁶⁾

この小競り合いの後、なおも県城を包囲し続ける民衆側は①今次の暴動で群衆が略奪した穀物を賠償しないこと、②陳開泗の拘留、③群衆側に発砲した警備側責任者の処罰、④実験県及び県農場の廃止、⑤農村警察の廃止、⑥今次暴動により消費された弾薬の陳開泗による弁償、⑦民衆の安全な撤退の諸要求を提出した。これに対し、省政府及び綏靖公署は、省保安処長の劉兆藜処長と綏靖公署の黃驥(瑾懷)副官長、郭仲平參軍長、陳志学第一区專員(嚴密)には十一月十日に陳開泗に交代しているため前專員)を特派員として派遣し群衆の説得に当たった。特派員たちは各機関・法団の有力者を招集する一方で、

群衆の駐屯所に地元の人望家や教師を派遣して、事件を寛大に処理する意向を伝えた。そして、これに応じた新都県の有力者側は十一日に前述の吳肇章宅に特派員たちを迎え交渉に入った(『新都県志』によると特派員側の主要交渉相手は哥老会の頭目吳肇章であったという)。そしてこの交渉の席で特派員側は以下の解決策を提出した。それは①陳県長とその属員の処罰、②警察制度の改革、③陳県長の解任、④実験県の廃止と兵役法の改善であった。⁽³⁷⁾ 陳開泗の県長解任は既に陳の專員昇任が決定していた以上当然のことであるが、その他の条項に対する妥協は不自然である。事件発生からの数日間に省政府・綏靖公署側は群衆に対する軍事的弾圧を行わず、なおかつ、何らの調査も実施せずに事件の責任を全面的に実験県政府に負わせる決定を下したのである。

以上の交渉の後、十一日に新都入りした後任の羅遠猶県長が群衆の隊伍に入り解散を勧告した結果、群衆は十二日から十四日にかけて解散した。事件が解決の方向に向かった後、羅新県長は「この度の新都事件については、綏靖公署の鄧潘向主任及び省府主席は均しく、寛大を以て懐とし、既往を咎めない」との布告を出した。この寛

大な処置に対し、地元有力者は謝意を示し、事件の原因を①官方が平素民衆と疎遠であったこと、②農村建設を題目とし随意に民間に負担を課したこと、③警察制度の改革の名を借りて実は多く民を害したこと、④財政の非公開、⑤救国公債など民から苛酷な資金調達を行ったこと、⑥地方の財産一万五千元を違法に流用したことであると声明した。羅新県長は事件の処理報告にこの有力者側の言い分を全面的に取り入れ、実験県は事実上機能を停止させられた。³⁸⁾

(3)事件の結果と事件に対する疑問点

この一連の交渉により実験県は廃止に追い込まれた。十一月十日に第一区専員に昇任していた陳開泗は任地に赴任することなく一九三九年三月に解任され、中央政府側による県政改革の第一専員区十二県への拡大の試みはひとまず頓挫することとなった。なお、陳開泗に対する処罰とのバランスを取るためであろうか、新都を管轄した陳志学前第一区専員が「大過二次」、事件参加者を出した諸県の県長は「大過一次」ないし「大過二次」の処罰を受けた。³⁹⁾このように新都事件は表面的には徴兵問題を直接の導火線とし、地元社会の日ごろの県政府への不

満が爆発した事件であったが、群衆側の組織的な動きや省政府の対応及び事件後の処分には以下の疑問点が見られた。

第一の疑問点は群衆の煽動と組織化についての問題である。これに関しては秘密結社哥老会が関与していたことは確実であり、そのネットワークを通じて初めて周辺諸県からの暴徒の事件への参加が可能となったものであろう。そして新都県での事件の首謀者は哥老会の頭目呉肇章を中心とした旧有力者層であった。

第二の疑問点は事件への省政府と綏靖公署の不可解な対応である。省政府と綏靖公署は新都での暴動に対し、最初から政治的な妥協を図り、なおかつ事変の勃発の原因を何の調査もなく即座に県政府側の失政と決めつけ実験県を無条件に廃止に追い込んだ。これは、省政府と綏靖公署の上層部までもが何らかの形で事件に関与し、事前に新都県の実験県反対派と連絡をとっていなければ不可能な措置であろう(一方、同年十二月に徴兵をめぐる一部に軍事的弾圧も加えている)。事実これに対し陳開泗は、新都事件は四川省の某軍政集団が省の政権を争奪

するために、一部の地方行政幹部の新都実験県の発展に對する恐れを利用して起こしたものであり、直接には省政府に圧力を加え、間接には中央政府を脅迫し、省政府の改組をもくろんだものであるとの噂があった、と回顧録で述べている。さらに平教会の晏陽初も実験県廃止の原因を王鑽緒主席の弱腰にあると後に発言しており、これは軍閥勢力の圧力のため王鑽緒が実験県を廃止したことを批判したものであった。⁽⁴⁰⁾

第三の疑問点は陳開泗に對する処罰の問題である。陳は事件の責任を負って第一区專員を解任されたが、同年六月には第十一区專員に復帰している。さらにその後一九四六年には四川省民政庁長に昇任し、⁽⁴¹⁾ 実験県県長辞職以降も官僚として順調な出世を遂げている。このことから陳の失脚は実験県政府の責任をいち早く追求した省政府及び綏靖公署の一部勢力との正面衝突を避けた中央側の便宜的な措置であり、中央政府は新都事件における陳開泗の責任をほとんど認めていなかったことが窺われるのである。

以上の考察から新都事件は県政改革において利権を侵害された新都の有力者層が同じく負担が増加した一般民

衆の不満を口実とし、哥老会のネットワークをも利用して起こしたものであったと決論づけられよう。さらに、この事件は事前に省政府や綏靖公署の上層部の支持・了解をも獲得した上で行われたものといえるだろう。

五 おわりに

新都実験県における県政改革は警察制度の改革と戸籍制度の整備及びそれを利用した徴兵制度の実施など戦時色が強いことに特色があったが、これらに對しては住民の不満が積もった。また、県政府の要職を外來人員が占めたことは地元有力者の怒りを買うこととなった。このように改革に性急すぎる面があったことは否めないだろう。しかし、元來改革には一定程度の反対・抵抗は付き物である以上、それを見越した上級権力の一貫した支持があれば反対派が政治的に策動することも容易ではなかったはずである。だが、実際には改革の政治的後ろ楯であった劉湘の死は、直ちに実験県存続の危機に繋がった。その後は中央政府が実験県の新たな後ろ楯となり、四川地方行政の掌握を図ったものの、その政治権力が四川ではいまだ堅固なものでなかったため、地域社会の不満を

口実とした暴動の発生を許すこととなったのである。

ここから県政改革の実施には行政の技術的な側面とともに強力な政治的・軍事的後盾が必要なのが認識される。そしてこの後、四川省において全面的県政改革である新県制が実施に移されるのは王績緒辞任後の蒋介石による四川省政府主席兼任を経て、中央政府による四川の政権掌握が安定に向かった一九四〇年三月以降まで待たねばならない。

(1) 新都実験県については既に呉相湘『晏陽初伝』台北、時報文化出版公司、一九八一年、で紹介されている。しかし、同書は晏陽初個人の伝記という性質から、新都については簡単な記述に止どまっている。

(2) 新県制では県政府組織の改革、県財政制度の改革、戸籍制度の建立、衛生制度の建立、県臨時参議会や郷鎮民代表会などの民意機関の設置が試みられた。これについては張俊頤『新県制之研究』台北、正中書局、一九八八年、を参照。また、一九三〇年代半ばに実施された地方行政機構改革全般については松本善海「中国における地方自治制度近代化の過程——国民政府による——」(同著『中国村落制度の史的研究』、岩波書店、一九七七年、所収)を参照。

(3) 中央政校は一九二七年に国民党が設立したエリート官

僚の養成機関であり、現在の台湾政治大学の前身である。

(4) 江寧実験県は一九三三年二月に成立、蘭谿実験県は同年九月成立。両県では中央政校出身の少壮官僚が県行政の根幹となる土地税制改革や行政の効率化を実施し、国民政府による新しい県制度確立を目指した。これについては程方『中国県政概論』長沙、商務印書館、一九三九年、七七、八二、一〇六頁。

(5) 平教会は一九二三年に識字教育を目的として設立され、一九二六年からは河北省定県を実験区とした。また、山東郷村建設研究院は梁漱溟を指導者とした。両実験県では人材育成の方法を中心として郷村建設が目指された。これについては小林善文「平民教育運動小史」(京都大学人文科学研究所共同報告『五四運動の研究』第三函、同朋舎出版、一九八五年)、新保敦子「梁漱溟と郷村建設運動」——山東省鄒平県における実践を中心として——(『日本の教育史学』、二八集、一九八五年)を参照。

(6) 共産党ソビエト区から奪回した地区やその周辺地区を指す。

(7) 一九二八年公布の「県組織法」においては各局長に対しては県長よりも主管の省政府各庁の影響力が強く、県の行政系統は混乱した。それゆえ自立的な局を廃止し、県長の指揮下に科を設置した。

(8) 蘭谿実験県での土地税制改革についてくわしくは笹川裕史「一九三〇年代浙江省土地税制改革の展開とその意義——蘭谿自治実験県と平湖地政実験県」(『社会経済史学』

第五九卷第三号、一九九三年)を参照されたい。

(9) 中央政府の四川掌握の過程については台湾では韓静蘭

「抗戦前後中央政府と四川の軍政関係」(一九三五一—一九四

九)国立台湾師範大学歴史研究所修士論文、一九九三年、

及び何智霖「張群入主川政経緯」(一九三八—一九四〇)〔

中華民國史專題第二屆討論會秘書處編「中華民國史專題

論文集：第二屆討論會〕台北、國史館、一九九三年)、が

ある。

(10) 周開慶「四川与対日抗戦」台北、台湾商務印書館、一

九八七年、六一九頁。前掲「抗戦前後中央政府と四川の軍

政関係」、五〇—五一、八九—九〇頁。

(11) 「四川建設設計」〔『民間』三卷二〇期、一九三七年二

月二十五日〕。樂永慶「新都実験県考察報告」〔『農村建設』

一卷三期、一九三九年一月〕。前掲「抗戦前後中央政府と

四川の軍政関係」、九三—九四頁。

(12) 新都年鑑編纂委員会編印「民国二十三年度新都年鑑」、

一九三五年、七〇頁。陳開泗「回首八十年」、一九八六年、

自費出版(台湾、中央圖書館藏)、九二、一〇一—一〇二、

一—一〇頁。四川省新都県志編纂委員会「新都県志」、一九

九四年、一八〇頁。

(13) 周憲民「如何調整川省行政機構」〔『新新新聞旬刊』一

卷九期、一九三八年十月〕。新都県政府統計室編印「四川

新都県概況」、一九四三年、一八頁。前掲「回首八十年」、

八八頁。

(14) 前掲「回首八十年」、九四頁。前掲「四川新都県概況」、

八八頁。四川省政府編「四川省概況」、四川省政府秘書処

発行、一九三九年、四六頁。

(15) 前掲「回首八十年」、一〇二頁。

(16) 四川省政府設計委員会編印「四川省政府調査団報告書

提要」、一九三七年、一二頁。前掲「回首八十年」、一〇二

—一〇四頁。前掲「四川省概況」、四九—五〇頁。前掲

「新都実験県考察報告」。

(17) 羅遠猶「四川新都事変經過文件」、一九三八年、(台北、

中国国民党中央委员会党史委员会藏)。

(18) 前掲「四川省概況」、四七—四八頁。

(19) 同右、四七—四八頁。

(20) 前掲「新都実験県考察報告」。前掲「新都県志」、二九

三頁。

(21) 前掲「回首八十年」、一〇八頁。前掲「四川省政府調

査団報告書提要」、四—五頁。前掲「新都県志」、二二三—

二二三頁。

(22) 社論「禁煙与抗戦」〔中央日報(重慶)〕、一九三八年

十一月十五日)。

(23) 前掲「回首八十年」、一〇八—一〇九頁。前掲「新都

実験県考察報告」。前掲「新都県志」、二二三頁。

(24) 「新都実験県政週刊」第二四—第二七期合刊、一九

三七年十一月八日。劉振東「新都実験県觀政記」〔『新政治

月刊』一卷二期、一九三八年十二月〕。前掲「新都実験県

考察報告」。前掲「新都県志」、六五〇頁。

(25) 前掲「新都実験県政週刊」第二四—第二七期合刊。

前掲「回首八十年」、一一頁。前掲「新都実験県考察報

- 告」。
- (26) 前掲「新都実験県考察報告」。前掲『四川省概況』、五三一五七頁。四川省地政局印行『四川省土地行政概況』、一九四〇年、五一—一七頁。
- (27) 前掲『回首八十年』、一一五—一二七頁。前掲「新都実験県考察報告」。
- (28) 前掲「新都実験県考察報告」。前掲『四川新都事変経過文件』。
- (29) 前掲「張群入主川政経緯」、七五三—七六一頁。前掲『四川与対日抗戦』、一二五—一三二頁。
- (30) 周開慶『民国川事紀要(中華民國二十六年至三十九年)』台北、四川文獻月刊社、一九七二年、五三頁。
- (31) 前掲「抗戦前後中央政府与四川的軍政關係」、九六、一〇六—一〇頁。
- (32) 前掲「新都実験県観政記」。前掲「新都実験県考察報告」。
- (33) 前掲『回首八十年』、一二六頁。『國民政府公報』渝字一百号、中華民國二十七年十一月十二日、國民政府文官処印鑄局印行。前掲『新都県志』、二二頁。
- (34) 前掲『新都事変経過文件』。前掲『回首八十年』、一二六頁。なお、「新都事件経過」(『西南日報』、一九三八年十一月二十一日)は暴動発生のきっかけを唐家寺の警察署に赴いた群衆による陳情が拒否されたことによるとしているが、この陳情と徴兵検査での暴動との前後関係は明らかでない。また同史料は当初県城を包圍した群衆の数は四・五千人と報告している。
- (35) 「平民教育運動之回顧与前瞻(一九四六年)」(晏陽初全集)二集、長沙、湖南教育出版社、一九九二年、所収)、二九九頁。前掲『新都県志』、二二頁。『華西日報』、一九三八年十二月八日。前掲『回首八十年』、一三〇頁。
- (36) 「新都事件経過」(『西南日報』、一九三八年十一月二十一日)。前掲『新都事件経過文件』。
- (37) 「新都事件経過」(『西南日報』、一九三八年十一月二十一日)。前掲『新都事変経過文件』。前掲『新都県志』、二二頁。
- (38) 前掲『新都事変経過文件』。「新都事件経過」(『西南日報』、一九三八年十一月二十四—二十五日)。
- (39) 『華西日報』、一九三八年十二月八日。『國民政府公報』渝字一三三号、中華民國二十八年三月八日。
- (40) 前掲『回首八十年』、一三二頁。前掲「平民教育運動之回顧与前瞻」、三〇〇頁。『新新新聞』一九三八年十二月十日、十四日。
- (41) 前掲『回首八十年』による陳の経歴。『國民政府公報』渝字一六三号、中華民國二十八年六月二十一日。
- (付記) 本稿は平成九年度文部省科学研究費補助金(特別研究員奨励費)による研究成果の一部である。
- (一橋大学大学院博士課程・日本学術振興会特別研究員)